

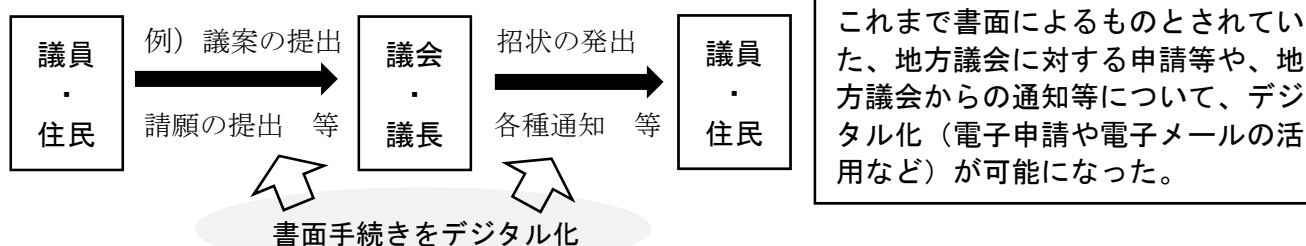
地方自治法の改正（議会手続のデジタル化）に伴う関係規程の整備について

令和6年2月14日

地方議会の活性化を図るため、地方自治法の一部が改正され、地方議会における手続（これまで書面により行うこととされていた通知・届出等）について、デジタル化を可能とする規定が新設された（令和6年4月1日施行）。これを受け、全国都道府県議会議長会において、都道府県議会のデジタル化に関する条例（標準例）の新設、標準都道府県議会会議規則の改正等が行われた。

これらを踏まえ、鳥取県議会においても、関係者の利便性向上・議会運営の合理化のため、議会関係手続をデジタル化することが可能となるよう、鳥取県議会会議規則その他の関係規程の整備を行い、併せて、災害発生に備える等の理由による所要の規定の整備を行うこととしたい。

1 地方自治法の一部改正の概要



2 関係規程の整備①：鳥取県議会における情報通信技術の活用の推進に関する条例（新設）

鳥取県議会における手続（例：政務活動費、資産等公開、情報公開等の、議事手続以外のもの）について、一括してデジタル化を可能とするため、条例を新設する。

※全国都道府県議会議長会から示された条例の標準例・執行部における情報通信技術の利用に関する条例（既存）に倣って、条文を構成している。

※委員会における手続についても、会議規則の規定の例によりデジタル化を可能とするため、附則において委員会条例の一部改正も行う。

3 関係規程の整備②：鳥取県議会会議規則（一部改正）

(1) 会議規則において書面により行うこととされている議事手続（例：発言通告書の提出など）について、デジタル化を可能とする。

(2) 災害の発生に備え、議事堂（本会議場）が使用できない場合の規定上の手当て、会議時間の変更の柔軟化等の規定の整備を行う。

(3) 請願（陳情）の提出について、提出者の利便性向上のため、本人確認の要件を緩和し、運転免許証等の本人確認書類の提出を不要とする。

(4) その他、標準都道府県議会会議規則と形式的な乖離がある文言等について、字句の修正を行う。

4 関係規程の整備③：請願・陳情に関する取扱要領（一部改正）

3の(3)に伴い、本人確認書類の提出に関する規定を削除する等の所要の規定の整備を行う。

※これらの関係規程の新設・改正後（令和6年4月1日～）は、デジタルを活用した手続きができるようになるが、個々の手続きについてデジタルによることを義務づけるものではなく、従前どおり、書面で手続きを行うことも可能である。

【参考】デジタル化の対象となる手続き

1 地方自治法の一部改正によるもの

当事者	手続きの内容	関連規定（地方自治法）
議員 → 議長	政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出	第100条第15項
議員 → 議会	議員による議案の提出	第112条第1項及び第3項
委員会 → 議会	委員会による議案の提出	第109条第6項及び第7項
請願者 → 議会	請願書の提出	第124条
議長 → 議員	欠席議員に対する招状の発出	第137条
議長 → 知事	会議録の書面の写し又は電磁的記録を添えた会議結果の報告	第123条第4項
議会 → 国会	意見書の提出（国会宛）	第99条
議会 → 議員、被選挙人等	議会における選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付	第118条第1項後段及び第6項
議会 → 議員	議員の資格決定に係る決定書の交付	第127条第1項及び第3項

2 鳥取県議会における情報通信技術の活用の推進に関する条例の新設によるもの

当事者	手続きの内容	関連規定
議員 → 議長	政務活動費に係る収支報告書・証拠書類等の提出 など	鳥取県政務活動費交付条例
	資産等報告書の提出、所得等報告書の提出 など	政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例
	審査の請求書の提出、意見書の提出 など	鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例
県民等 → 議長	資産等報告書、所得等報告書等の閲覧請求	政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例
	保有個人情報の開示請求 など	鳥取県議会個人情報保護条例
議長 → 議員	審査請求があった旨の通知、審査結果の通知 など	鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例
議長 → 県民等	政務活動費関係書類の閲覧	鳥取県政務活動費交付条例
	資産等報告書、所得等報告書等の閲覧	政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例
	開示決定通知 など	鳥取県議会個人情報保護条例

一 (作成・保存)	政務活動費に係る収支報告書・証拠書類等の保存	鳥取県政務活動費交付条例
	資産等報告書、所得等報告書等の保存	政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例
	鳥取県議会政治倫理審査会の会議録の作成・保存	鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例施行規程

3 鳥取県議会会議規則の一部改正によるもの

当事者	手続の内容	関連規定（会議規則）
議員 → 議長	欠席届	第2条第1項及び第2項
	宿所又は連絡所の届出	第3条
	所属会派の届出	第4条
	議案の提出	第15条第1項
	修正動議の提出	第18条
	発言通告書の提出	第46条第1項、第56条第2項
	辞表の提出	第88条第1項、第89条第1項
	資格決定要求書及び証拠書類の提出	第90条
	懲罰動議の提出	第101条第1項
委員会 → 議長	議案の提出	第15条第2項
	証人出頭又は記録提出の要求	第65条
	派遣承認要求書の提出	第67条
委員長 → 議長	委員会の招集の通知	第58条
議員、 委員会、→ 議会 知事等	事件の撤回許可請求	第20条第2項
議員 → 議会	請願の紹介の取消しの請求	第81条第2項
請願 (陳情) → 議会 者	請願（陳情）書の提出	第80条第1項、第85条第1項
議員 → 委員長	修正案の提出	第62条
議長 → 議員	会議時間の変更通知	第10条第3項
	出席催告	第13条
	請願（陳情）文書表の配付	第82条第1項、第83条第1項、第85条第1項
	会議録の配布	第108条第1項

議会→ 議員、 被選挙人等	議会における選挙の投票の効力の異議 に係る決定書の交付	第28条第4項
議会→ 議員	議員の資格決定に係る決定書の交付	第92条
— (作成・保存)	選挙関係書類の作成及び保存	第31条
	投票による表決関係書類の保存	第76条
	請願（陳情）文書表の作成	第82条第2項、第85条第1項
	会議録の作成	第107条第1項